

飯山市子育て世帯生活支援特別給付金

(ひとり親世帯分)



のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します

1. 支給対象者

■ 以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和6年12月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和6年12月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **1万円**

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 飯山市役所
子ども育成課 子育て支援係



0269-67-0741 (受付時間：平日8:30～17:00)

3. 給付金の支給手続き

■ 令和6年12月分の児童扶養手当受給者の方 (表面1の①に該当する方)



▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。

▶ **令和6年3月17日(月)**、児童扶養手当を支給している口座に振り込み
予定です。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。(詳しくは市役所までお電話ください。)

■ 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 現在、申請受付開始に向けて準備中です。
(令和7年4月中旬受付開始予定)
詳細が決まり次第、ホームページにてご案内します
ので、しばらくお待ちください



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“**振り込め詐欺**”や“**個人情報の詐取**”にご注意ください。

ご自宅や職場などに飯山市やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話
や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署（または警察相談専用電話
(#9110)) にご連絡ください。